

公示送達公告

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第三十一条において準用する同法第十五条第三項の規定により、左記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、このことに関する通知書をいつでも交付します。

また、この掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときに、このことに関する通知の送達があつたものとみなされます。

令和八年六月十二日

防府市長 池田 豊



不利益処分の名あて人となるべき者の氏名	別紙のとおり
不利益処分の名あて人となるべき者の郵便番号	省略
不利益処分の名あて人となるべき者の住所	省略
弁明書の提出先	防府市役所本館一階八番窓口 保健子ども部保険年金課国保資格係
弁明書の提出期限	令和八年六月二十五日まで
弁明に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	防府市保健子ども部保険年金課国保資格係・総務部収納課徴収係 (防府市寿町七番一号)
口頭による弁明の機会付与の有無	無
通知書の保管場所	防府市保健子ども部保険年金課国保資格係 (防府市寿町七番一号)

国民健康保険料納付警告書及び弁明の機会付与通知書

不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名	不利益処分の名 あて人となるべき 者の郵便番号	不利益処分の名あて人と なるべき者の住所
白上 昭昌	省略	省略
中島 大輔	省略	省略
吹田 学良	省略	省略
田中 勇氣	省略	省略

